

生駒市教育委員会規則第1号

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

生駒市教育委員会委員長 中井 公人

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則等の一部を改正する規則

(生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部改正)

第1条 生駒市教育委員会事務局事務決裁規則(昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、教育長の権限に属する事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条第9号中「(昭和39年4月生駒市条例第13号)に規定する学校の校長及び幼稚園の園長」を「(平成20年3月生駒市条例第6号)に規定する幼稚園の園長並びに小学校及び中学校の校長」に改める。

(生駒市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則の一部改正)

第2条 生駒市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則(昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則

第1条中「臨時代理させることについて」を「教育長をして臨時に代理させ

ることに関し」に改める。

第2条の見出しを「（事務委任）」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「学校その他の教育施設」を「学校その他の教育機関」に改め、同号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事。

第2条第5号を次のように改める。

- (5) 教育に関する予算及び議会の議決を経るべき事件の議案について意見を申し出ること。

第2条第6号中「委嘱及び解嘱をすること」を「任命及び委嘱に関する事」に改め、同条中第7号から第10号までを削り、第11号を第7号とし、第12号から第16号までを4号ずつ繰り上げ、同条第17号中「の意見の申し出をすること」を「意見を申し出ること」に改め、同号を同条第13号とし、同条第18号から第21号までを4号ずつ繰り上げる。

第5条を第6条とする。

第4条第1項中「教育長に委任し、又は教育長をして」を「教育長をして」に改め、同条を第5条とする。

第3条の見出し中「委任事務の処理」を「事務委任」に改め、同条中「かからしめることができる」を「かからしめるものとする」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（教育長の専決）

第4条 教育長は、次に掲げる事務を専決するものとする。

- (1) 第2条第4号に掲げる事務のうち、次に掲げる職以外の職にある者の任免、分限及び懲戒に関する事。

ア 教育長

イ 部長、次長、参事、副参事、課長、主幹及び課長補佐並びにこれらの職に準ずる職

ウ 学校その他の教育機関の長

(2) 第2条第6号に掲げる事務のうち、次に掲げる委員以外の者の任命及び委嘱に関する事。

ア 生駒市社会教育委員

イ 生駒市文化財保護審議会の委員

ウ 生駒市スポーツ振興審議会の委員

(3) 第2条第16号及び第17号に掲げる事務

2 教育長は、別に定めるところにより、部長以下の職員に前項第3号に掲げる事務を専決させるものとする。

(生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正)

第3条 生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条中第17号を第18号とし、第5号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定による点検及び評価に関する事。

第4条第1項第2号中「第2条第6号」を「第2条第7条」に改め、同項第3号中「第2条第16号及び第17号」を「第2条第17号及び第18号」に改める。

(生駒市立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第4条 生駒市立学校の管理運営に関する規則(昭和31年4月生駒市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則

目次中 「第3章 幼稚園（第30条）
第4章 削除 を「第3章 補則（第30条）」に
第5章 補則（第32条）」

改める。

第1条中「、中学校及び幼稚園」を「及び中学校」に改める。

第19条の3の次に次の1条を加える。

（学校評価）

第19条の4 校長は、教育活動その他の学校運営を組織的かつ継続的に改善するため、その状況について点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 校長は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、適切な項目を設定して行うものとする。

3 校長は、教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

4 学校評価の実施等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第3章及び第4章を削る。

第32条中「及び園長」を削り、第5章中同条を第30条とする。

第5章を第3章とする。

様式第5号中 「第26条第1項
第40条において準用する同法第26条第1項」を

「第35条第1項
第49条において準用する同法第35条第1項」に改める。

（学校教育法施行細則の一部改正）

第5条 学校教育法施行細則（昭和30年10月生駒市教育委員会規則第4号）

の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 小学校」を「第2章 幼稚園（第8条・第9条）」に、「
第3章 小学校」

第8条・第9条」を「第10条・第11条」に、「第10条 - 第19条」を「

第12条 - 第20条」に、「第20条 - 第24条」を「第21条・第22条」に、「第25条 - 第29条」を「第23条 - 第26条」に、「第3章 中学校（第30条）第4章 幼稚園（第31条・第32条）」を「第4章 中学校（第27条）」に、「第33条」を「第28条」に改める。

第6条中「第13条第2項」を「第26条第2項」に改める。

第7条第1項中「第15条」を「第28条」に改める。

第20条を削る。

第19条中「様式第14号」を「様式第13号」に改め、第2章第2節中同条を第20条とする。

第18条中「様式第13号」を「様式第12号」に改め、同条を第19条とする。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条第1項中「第42条」を「第34条」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を削る。

第9条中「第28条」を「第58条」に、「様式第5号」を「様式第6号」に改め、第2章第1節中同条を第11条とする。

第8条中「第26条」を「第54条」に改め、同条を第10条とする。

第22条中「様式第16号」を「様式第14号」に改める。

第23条及び第24条を削る。

第25条中「第28条第3項」を「第37条第4項」に改め、第2章第4節中同条を第23条とする。

第26条を第24条とし、第27条を第25条とし、第28条を削り、第2

9 条を第 26 条とする。

第 30 条中「第 8 条」を「第 10 条」に、「中学校に」を「中学校について」に、「小学校」とあるのは「中学校」と、「児童」とあるのは「生徒」とを「これらの規定中「児童」とあるのは「生徒」と、「小学校」とあるのは「中学校」と」に改め、第 3 章中同条を第 27 条とする。

第 4 章を削り、第 3 章を第 4 章とし、第 2 章を第 3 章とし、第 1 章の次に次の 1 章を加える。

第 2 章 幼稚園

(修了証書)

第 8 条 園長は、幼稚園の一定の課程を修了した者には、修了証書（様式第 5 号）を授与しなければならない。

(準用)

第 9 条 第 21 条から第 26 条までの規定は、幼稚園について準用する。この場合において、これらの規定中「校長」とあるのは、「園長」と読み替えるものとする。

第 5 章中第 33 条を第 28 条とする。

様式第 4 号中「第 13 条第 2 項」を「第 26 条第 2 項」に改める。

様式第 6 号を削る。

様式第 5 号中「第 9 条関係」を「第 11 条関係」に改め、同様式を様式第 6 号とし、様式第 4 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 5 号 (第 8 条関係)

第 号	割 印	年 月 日	幼稚園の課程を修了したことを証する	園 印	修 了 証 書
					氏 名
	氏 名			年 月 日 生	
	生駒市立 幼稚園長				
	印				

様式第 7 号中「第 1 2 条関係」を「第 1 3 条関係」に改める。

様式第 8 号中「第 1 3 条関係」を「第 1 4 条関係」に改める。

様式第 9 号中「第 1 4 条関係」を「第 1 5 条関係」に改める。

様式第 1 0 号及び様式第 1 1 号中「第 1 7 条関係」を「第 1 8 条関係」に改める。

様式第 1 2 号を削る。

様式第 1 3 号中「第 1 8 条関係」を「第 1 9 条関係」に改め、同様式を様式第 1 2 号とする。

様式第 1 4 号中「第 1 9 条関係」を「第 2 0 条関係」に、「第 9 1 条」を「

第144条」に改め、同様式を様式第13号とする。

様式第15号を削り、様式第16号を様式第14号とする。

(生駒市立幼稚園規則の一部改正)

第6条 生駒市立幼稚園規則(昭和46年2月生駒市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第14条を削り、第15条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

(管理運営)

第15条 生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(昭和31年4月生駒市教育委員会規則第1号)第2条、第10条、第14条、第16条、第18条から第20条まで及び第20条の9から第29条までの規定は、幼稚園の管理運営について準用する。この場合において、これらの規定中「校長」とあるのは「園長」と、「児童生徒」とあるのは「幼児」と読み替えるものとする。

様式第3号を削る。

(生駒市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部改正)

第7条 生駒市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則(平成14年3月生駒市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「小学校及び中学校の校長並びに幼稚園の園長」を「幼稚園の園長並びに小学校及び中学校の校長」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

(生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則の一部改正)

2 生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則 (昭和 5 5 年 6 月 生駒市教育委員会規則第 7 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「生駒市立学校の管理運営に関する規則」を「生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」に改める。